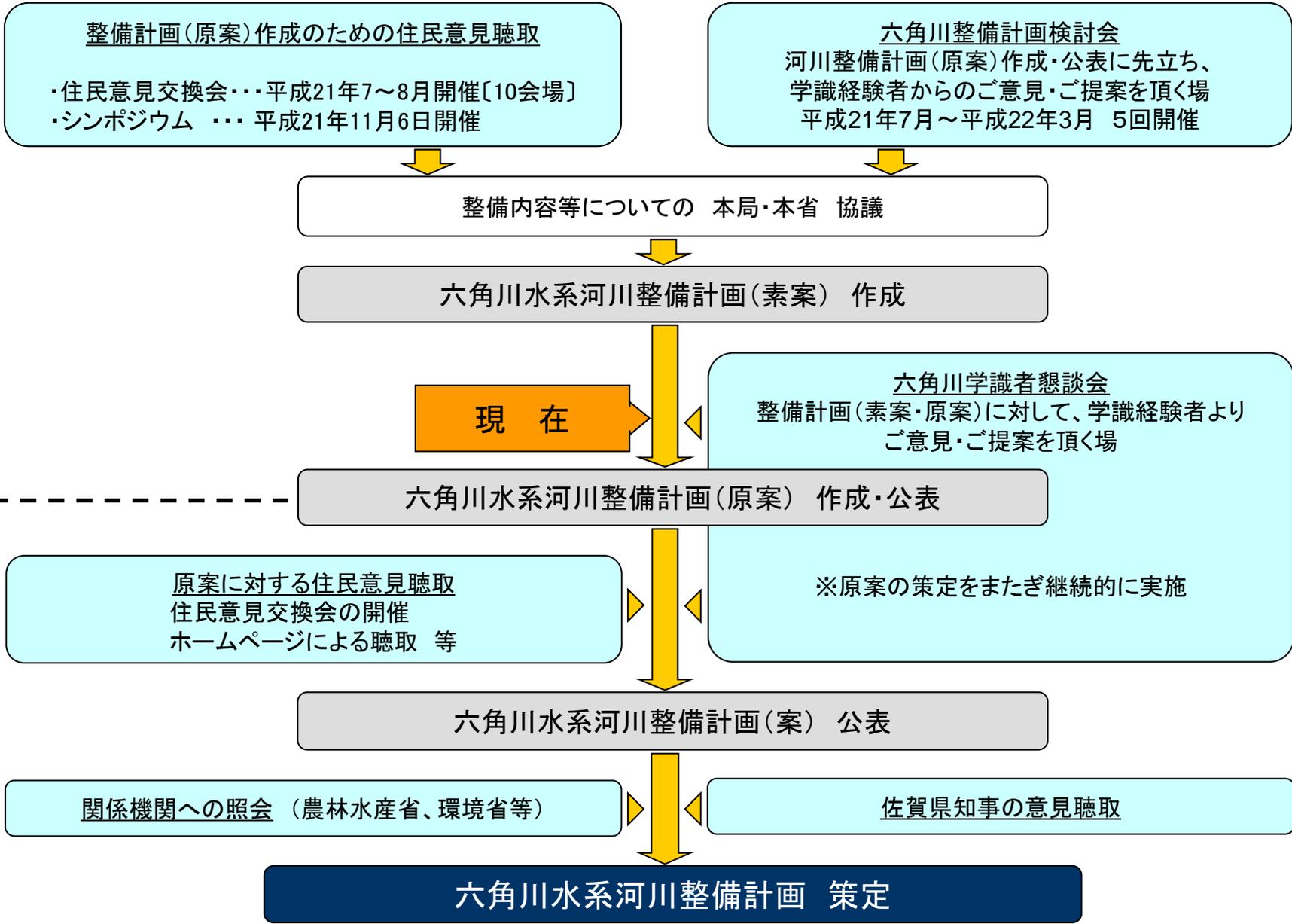


第1回六角川学識者懇談会

平成23年 3月22日

武雄河川事務所

六角川水系河川整備計画策定までの流れ



河川法に基づき
法定手続き

■公共事業の実施過程の透明性を一層向上させるため、事業の必要性が検証可能となるよう評価の手法を改善するとともに、計画段階での事業評価を新たに導入
【平成22年8月9日策定・公表】

1. 政策目標評価型事業評価の導入

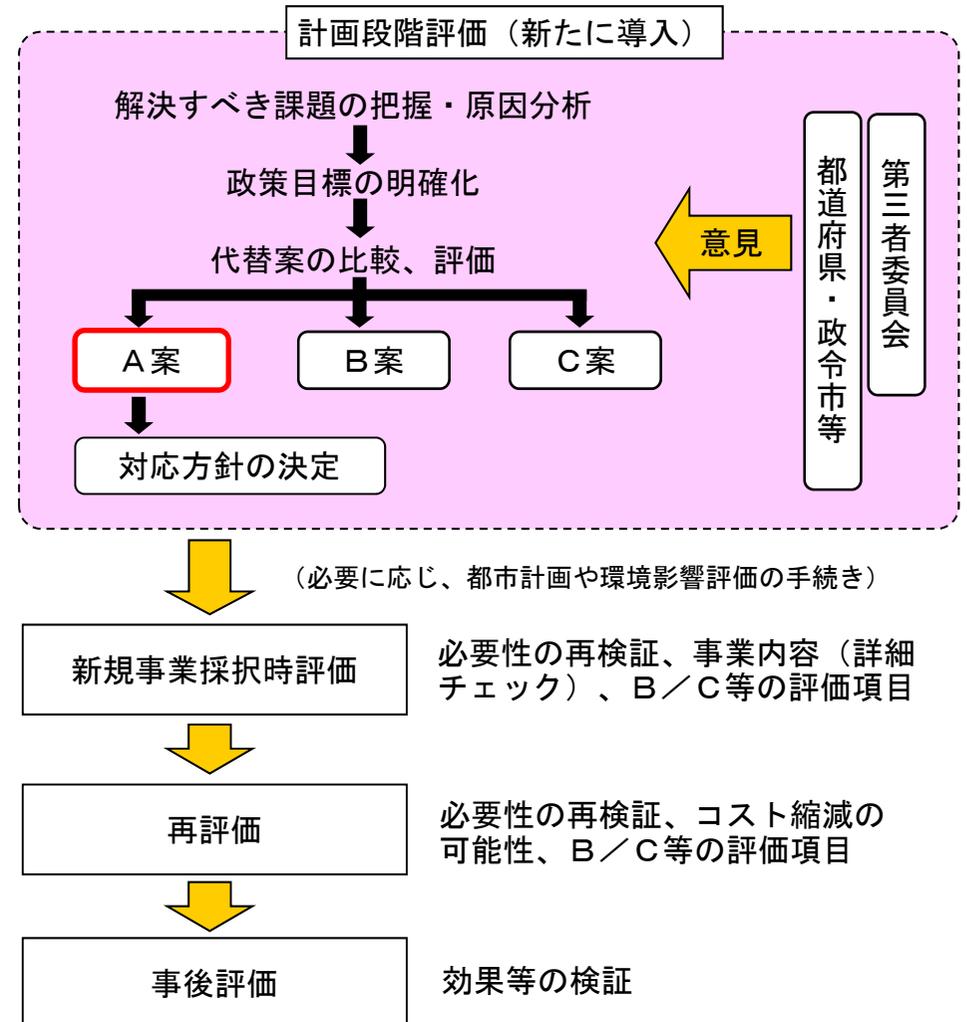
政策目標評価型事業評価として、以下の取り組みを実施。

- ①事業の必要性や内容が検証可能となるよう評価の手法を改善
 - ・事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原因分析
 - ・政策目標の明確化
 - ・政策目標に応じて評価項目を設定し、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等から比較、評価
- ②計画段階の事業評価を導入
 - ・代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価を実施

1. 政策目標評価型事業評価の導入

- 評価の対象
国土交通省所管公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業を除く、直轄事業等
(河川局所管：河川事業、ダム事業、砂防事業等)
- 評価の時期
新規事業採択時評価の前年度まで(河川局所管事業)
- 都道府県・政令市及び第三者意見聴取
事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聞いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聞く
- ※河川事業、ダム事業について
河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等において、当該事業の代替案の比較評価を含めた審議等を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合は、計画段階評価の手続きが行われたものと位置付ける

政策目標評価型事業評価の一般的な流れ

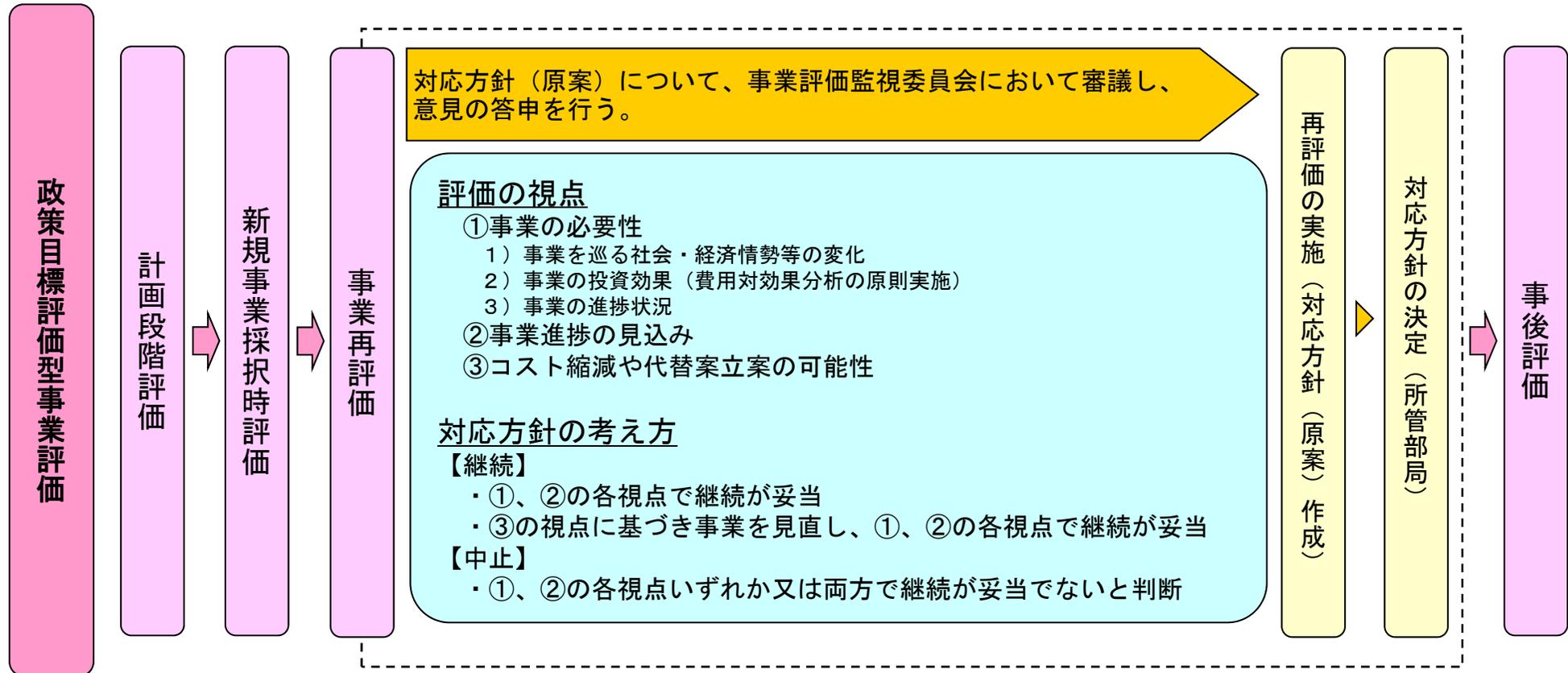


目的

- 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る
- 事業採択後、一定期間が経過している事業についての評価を行う
- 事業の継続に当たり、必要に応じ見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止する。

対象事業及び実施主体

- 直轄事業 : 地方支部局等
 - 補助事業 : 地方公共団体等
- ※ 地方支部局等で対応方針（案）を作成し、所管部局において対応方針を決定。補助事業は、地方公共団体等で対応方針を決定。



※国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 第4項1（4）の記載

「河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする」

「河川整備基本方針」と「河川整備計画」について

■平成9年に河川法が改正され、「河川整備基本方針(長期的な河川整備の方針)」と「河川整備計画(当面の具体的な整備の計画)」を策定することとなった。

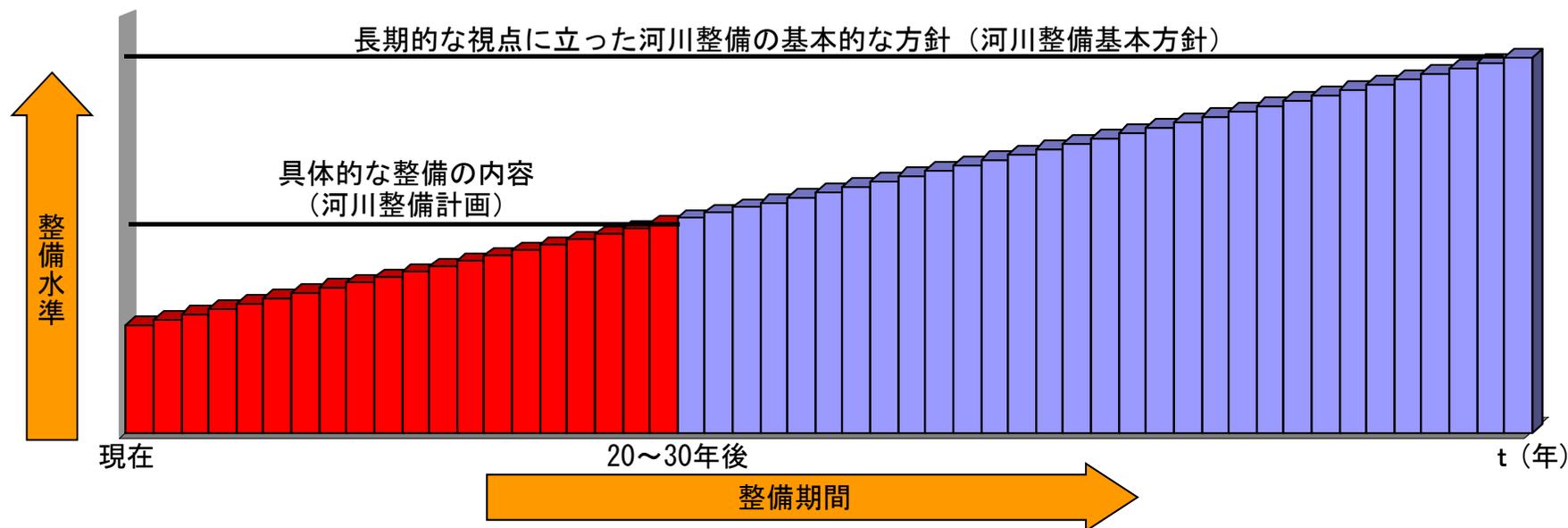
河川整備基本方針

- ①河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
長期的な視点に立った河川整備に関する基本方針を決定。
- ②河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項
個別事業など具体の河川整備の内容を定めず、整備の考え方を記述。

河川整備計画

- ①河川整備の目標
20～30年後の河川整備の目標を明確にする。
- ②河川整備の実施に関する事項
個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする。

河川整備計画における段階的な整備にあたっての目標イメージ図



六角川学識者懇談会

六角川水系河川改修事業の事業再評価

事業の概要

- ・流域の概要、特徴と課題
- ・事業計画の概要
- ・事業の経緯・進捗状況
- ・現在実施中の事業

事業の必要性

- ・社会・経済情勢等の変化
- ・事業の投資効果
- ・事業進捗の見込み
- ・地域の協力体制 等

コスト縮減や代替案立案等の可能性
対応方針（原案）

六角川水系河川整備計画

現状と課題

- 治水
 - ・河川整備
(外水、内水、高潮、維持管理等)
- 利水
 - ・河川水の利用
- 環境
 - ・河川環境、河川空間・景観
 - ・水質

課題を記載

目標

- 治水
 - ・災害発生の防止・軽減の目標
(外水、内水、高潮、維持管理等)
- 利水
 - ・流水の正常な機能の維持の目標
- 環境
 - ・河川環境の整備と保全の目標

政策目標を記載

整備の実施

- 治水
 - ・災害発生の防止・軽減
(外水、内水、高潮、維持管理等)
- 利水
 - ・流水の正常な機能の維持
- 環境
 - ・河川環境の整備と保全

実施する事業内容や
実施場所の概要を記載

解決すべき課題

- ・事業目的となる解決すべき課題
背景を把握し、その原因を記載

政策目標

- ・達成すべき政策目標の明確化

評価

- ・政策目標に応じて必要な評価項目
を設定し、評価を実施
※代替案を提示した上で具体データや
コスト等により比較・評価

六角川水系河川整備計画の治水事業に係る計画段階評価

六角川学識者懇談会のスケジュール(案)

- 第1回
- 主旨、規約、委員長選出
 - 委員会で審議する内容
 - 六角川流域の概要
 - 六角川の現状と課題（治水・利水・環境）
 - 六角川水系河川整備基本方針について（上位計画の概要）
 - 河川整備計画の目標設定（治水・利水・環境）
 - 治水整備メニューの検討①（検討手順、一次選定、概略評価、評価軸）

- 第2回
- 第1回懇談会での意見について
 - 治水整備メニューの検討②
 - ・現状・課題分析、目標設定、概略評価、評価軸
 - ・評価対象区間の設定、複数の治水対策案の説明
 - ・評価軸を用いた比較検討、治水対策に係る最適案の抽出 等

- 第3回
- 第2回懇談会での意見について
 - 治水（外水・内水・高潮等）整備の概要（まとめ）
 - 河川環境（自然環境・水質・空間・景観）に係る整備と保全の概要
 - 水利・維持流量を確保するための整備の概要
 - 河川の維持管理に関する概要
 - 流域全体としての取り組み
 - 河川整備計画（原案）本文の提示

- 第4回
- 整備計画（原案）本文についての審議

- 第5回
- 委員会での意見の総括
 - ・委員会意見の取りまとめ及び整備計画（案）への反映状況
 - 住民意見聴取の結果報告
 - ・住民意見の取りまとめ結果報告及び整備計画（案）への反映状況
 - 整備計画（案）の提示
 - 治水事業の費用対効果分析（事業再評価）

原案に対する住民意見聴取
住民意見交換会の開催
ホームページによる聴取 等

※委員会の回数、審議内容等については議論の進行に応じ柔軟に対応する。